

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可 (毎月一回一日發行)

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷三十二第

行發日一月九年五十五大

論叢

消費税に於ける砂糖税の地位・教授 法學博士 神戸 正雄

徳川幕府の財政について・教授 經濟學博士 本庄榮治郎

酒税の轉嫁を論ず・助教授 法學士 汐見 三郎

時論

英國炭坑國有問題・教授 法學博士 河田 嗣郎

輸出信用保險制度創定の提案・教授 經濟學博士 小高昌太郎

說苑

農奴解放後に於ける露西亞の土地問題・經濟學士 吉川 秀造

雜錄

英吉利の商工立國政策・助教授 經濟學士 八木芳之助

造船船工場に於ける公傷率・彦根高等商業學校 教授 經濟學士 岡崎 文規

獨逸の勞働者銀行・教授 經濟學士 楠見 一正

失業と物價の變動・經濟學士 菊田 太郎

法令

林業共同施設獎勵規則・自作農創設維持補助規則・乳肉卵共同處理獎勵規則

(禁轉載)

經濟論叢

第二十三卷 第三號 (通卷第四百零五號)

大正十五年九月發行

論

叢

消費税に於ける砂糖税の地位

神戸 正雄

緒言(本論の目的)

第一段 砂糖税の妥當 (一)公平課税及社會政策上(A)物件が一般的なれども必要ならざる需要に屬すること(B)其消費が或度まで貧富に應ずること(C)所得の増減に應じ消費調節を行ひ得ること(二)課税技術上(A)生産者が少數大規模なること(B)物件が大量にして品等鑑別の出来得ること(三)財政收入上(A)収入額の豊富(B)収入の自然増加可能(四)生産政策上(A)内國税にて(B)關税にて(五)教育及衛生上)

第二段 砂糖税の高さ (一)理論(A)税質上(B)財政收入政策上(C)生産政策上(イ)一般經濟上(ロ)當該生産上(ニ)實際(A)税質上(B)他國との比較上)

結論(全文の要旨)

緒言

消費税、特に通例行はるゝ多衆民の消費する箇々の物に課せらるゝ其は、本來公正に適ふたものではない(註一)。たゞ其に財政收入上、課税技術上等に重大なる長所があるので、少くとも現代の國家の財政には缺くを得ずとせらるゝのみなのである。既に此が一般に國の財政に承認さるゝ以上は、其中に砂糖税のあるのは必然とも見ゆるのであるが、併し又此が或度まで有らゆる人々、随つて如何なる貧乏人にも消費せらるゝ、謂はゞ必要物に對する税ともいひ得るので、之を課するとき、通例の消費税に於て避け難き不公正を増長するのではないかとも見らるゝ。其處で之が課否並に之を課するとして其高さ如何は一の問題でなければならぬ。最近の我邦の租税大改革に際し幾多の必要的消費品の税を全廢したるにも拘らず、砂糖消費税だけは其儘にした。之を廢しなかつたのみでなく、高さも舊來の儘とした。此は當時其を當然と認めたが爲めといふよりは今少し之につき慎重に考究した上で決しやうとしたのである。だから此税の當否及其高さに就いて今茲に研究して見るのは學問上重要なのみでなく、時務の解決にも意義ありと信ずるの故に、之を敢てするものである。

(註一) 消費税の不公正については諸多の學者之を説く。尤も消費税が如何なる形に於けるものでも然りといふのは酷であつ

て、其が普通の形に於けるものに對するの批評たることを勿論である。例之、マイルは、學問界では夙に、間接税が富者に有利、貧者に不當の負擔といふ觀念が優越すといひ、クラインウエヒターは、間接消費税が各個人を唯顧る不精確に其給付能力に應じて課税すと爲し、エーベルヒも、消費税が一般にいへば、下層階級を富者階級よりも一層高き度にて負擔せしむることに疑あり能はずと爲し、チスカは、其が大量品に課せらるゝだけでは公正原則に適はぬといひ、ジエンセンも、廣く用ゐらるゝ物品への内國消費税は其使用者の所得に對し累減的だと爲し、テアハルは、ウォルフの言を引いて、間接税は勞働者にとりては、租税不公正の化身だといふことが定理となつたとまでいふて居る。¹⁾

實際にては英國では消費税反對の考が一般に強く、今も税は主として直接税から取るやうにして居るのは、此輿論を尊重して居るが爲めだ。歴史的にいふと、一七七三年ワルポールの内國消費税案當時、之に對する輿論は、奴隸なく、内國消費税なく、木靴なきの時代といふことを要求したほど、消費税が不評判であり、遂にワルポールをして、血の轡鞋に於ける税を取る大臣たるを欲せずといはしめたことがある。²⁾

第一段 砂糖税の妥當

砂糖税は現代の國の消費税中に其地位を承認し得るものである。其理由は左の通りである。先づ以て、

(一) 公平課税及社會政策上

(A) 其課税物件が今日の時世では殆んど凡べての人の消費するものではあるが、必要品といひ得ざるものなることに於て(註三)、其存在が認めらるゝ。必要品といひ得ざる物でも其が極少數の人

- 1) Mayr, Zur Theorie der indirekten Steuern. S. 23. Kleinwächter, Fw. S. 213. Ebeberg, Fw. 18 & 19. Aufl. S. 523. Tyszka, Fw. 2. Aufl. S. 261. Jensen, Public finance. p. 181. Terhalle, Steuerlast und Steuerkraft. S. 52.
- 2) Shirras, Public finance. p. 378.

にのみ需要せられるものでは収入上の目的を充たさず、随つて消費税として價値少きものとなるのだが、此砂糖が必要物でなくして、而かも多くの需要者を持つことが恰かも消費税の物件として選まるゝ所以であつて、酒、煙草と相待つて消費税としては缺くを得ざるものとせられる(註三)。尤も一物の必要と否と、一般的使用に屬すると否とは、各國の自然的の氣候風土にも係るし、社會的の風俗慣習にも因るのであつて、一概にはいひ兼ねることだが(註四)、文明國では通例砂糖は益々廣く且つ多く消費せらるゝ所であるし、而かも此が酒煙草に比しては不要の程度の低だけ(註五)消費税の物件として劣る譯ではあるが、併し又齊しく一般的大量的の消費品でも攄や米穀などに比しては遙かに不要の程度が高いだけに(註六)、消費税の物件として此等よりもより多く適當して居る。攄や穀物穀粉やは必要度の高いもので、之が課税によりて下層民の生活を苦しめ能力に應じた課税が出来ぬといふので、之を躊躇する所であるが、砂糖に至りては之に含む成分は他の食料中にも含有せられて、之なしにても生活し得ぬといふほどでなく、攄や穀物では人が、其の消費量を節し難いのだが、砂糖なれば人が其任意に、之が消費量を伸縮し得るし、随ふて税を擔ふ度合をも伸縮し得る所である(註七)。だから之に課税した爲めに、其だけ之が價が高くなるとしても、其爲め貧乏人の生活を壓迫すといふほどのことはない(註八)。全く彼等に不利を與へぬとはいへぬけれども、其の之を與ふる程度の輕いものとはいひ得る。即ち之によりて此税

が承認せらるゝのである。又此税の爲めに貧乏人の生活を壓迫し、其勞働能率をも低くするだけでは、或程度までは勞働者の最低賃金を高むることを得しめて、其負擔を企業者に、随つては又消費者に轉嫁することが出来ることもあり得る(註九)。

(註二) (1) ホーリユーは、砂糖税が國庫の注意を引くに至つたのは、一は此砂糖が絶対に必要な物品でないことだと爲し、プアウは、砂糖税を以て相對的に不要な物の税と爲し、コンラードも、今日までは此が唯だ學樂方便であつて、必要な食料とは見るべからずと爲し、エーメルヒは、砂糖を以て一般に消費さるゝも必要に屬せざる物の税と爲し、チスカも、砂糖税を以て、一般的なれども切に必要ならざる生活需要の上に課するものと爲す。此等は砂糖が必要でないといふことに重きを置くものである。

(2) 處て其の一般的の消費品といふことに重きを置いて此課税を認むるがある。例之、ケツペは、砂糖は一般的消費の營養方便として適當な租稅物件だと爲し、シエフラーは、砂糖は良き一般的なる國民營養材料とはいへ、又然るが故に有力な課稅品であり、少くとも今日の狀態では歐大陸諸國の斷念し得ざるものだといふ。

(註三) (1) 例之、シルラスは、近代内國消費税の主たる特徴は葡萄酒、火酒、砂糖、煙草税に與へられた大なる重要といふことだとまていふ。そしてホーリユーは、消費税を其效用又は無害の順序にて分級すれば、最悪むべきは煙草税、次ぎは火酒税、次ぎは珈琲税、次ぎは砂糖税、次ぎは鹽稅、終りに麥酒葡萄酒精涼飲料税だといふ。

(2) 處が砂糖に重きを置かぬがある。例之、バステープルは、殆んど凡べての國にて酒精と煙草とが間接稅收入の重なるものを成すと爲し、マイルは、砂糖を以て多少必要な物と爲し、古より及凡べての世界にて、酒類と煙草とが消費税の自然的な主たる範圍であつて、大量消費の必需品、例之、鹽及、多少、砂糖への間接税の擴張は危險だとまていふて居る。併し砂糖が彼のいふ如く多少必要物の中に入れらるるにせよ、之が穀物、鹽ほどには必要でないのだから、之位のもの、課税はそんな

3) Beaulieu, *Traité de la science des finances*. 5 éd. I. p. 687. Pfau, *Industriepolitische Gesichtspunkte in der Besteuerung*. S. 65. Conrad, *Fw.* 9. Aufl. S. 182. Eheberg, a. a. O. S. 424. Tyszka, a. a. O. S. 261-2.
4) Köppe, *Fw.* S. 91. Schäffle, *Steuern*. B. T. S. 274.
5) Shiras, l. c. p. 377. Beaulieu, l. c. p. 707.

なに危険などいふには及ぶまい。むしろリスナーが、享樂方便税に依る民衆の課税と奢侈税に依る富者課税とが帝國財政政策の中軸となるであらうといふのが、實際的であり、事態の真相を掴んで居る。砂糖税は此民衆税として一の意義を有つ。

(註四) ニーベルヒは、此分類(人の慾望満足に對する課税物件の地位による)は(即ち必要と否と)時と處とによりて異なる。密に全國民及各階級の風俗慣習即ち一般文化状態のみでなく、氣候の純自然的事情が或物體の何れに入るべきかを決定するといひ、バスターブルは、租税の多收な物體(其が一般に廣く消費されるや否やに係る)は何れの國にても同なのでない。各の社會の趣味と慣習とが十分に考慮されなくてはならぬ。然らざれば收入不満足とならうといひ、ホーリニューは一例として、英國では茶が一般的飲物であつて、其茶には又、砂糖を入れなくては消費されない。砂糖の税は此國では一般的飲物の上の税だといふ。⁶⁾

(註五) ニーベルヒは、砂糖は火酒及煙草と同度では不要でないといひ、チスカも、砂糖税を、一般的なれども、切に必要ならざる生活需要の上の税として、礦泉水、燈火用品、珈琲、茶、カカオ等の税と同等とし、葡萄酒麥酒税をも或度まで之に入れ、シヤンパン、火酒、煙草税(一部、麥酒、葡萄酒税)を、全く不要なる奢侈需要の税とする。⁹⁾

(註六) コンラードは、今日までの處、砂糖は必要な食料とはされないといひつゝ、新しき研究では、砂糖は大なる度には於て身體を其烈しき緊張の際に強壯にし、且つ尖はれたる力を補充することが出来る。同時に非常に容易に吸収され、斯くて恰かも肉體労働者の營養に特に適當したものとされたといふて居るが、此點を高調するときは、之を鹽や米穀と同等に見なくてはならぬことになる。けれども其は單に學理上の研究結果といふだけであつて、まだ實際生活の標準になつて居らぬ。税の問題は實際生活の實狀から判斷するのが肝要であり、此點からして砂糖は尙ほ米、鹽と同等に必要なものとはいへない。

(註七) クラインウエヒターは、税が多少不要な物に課せらるゝだけでは、各人が消費税を拂ふや否や、如何に多く拂ふやは各の任意であるといふ。¹¹⁾

(註八) リスナーが、麥酒及火酒の量を減らし、煙草の消費量を減らしても、國民の健康及能力を低下することなしといふた

6) Bastable, Public finance. 3 ed. p. 512. Mayr, a. a. O. S. 18.
 7) Lissner, Die Zukunft der Verbrauchssteuern in Deutschland. S. 56.
 8) Eheberg, a. a. O. S. 424. Bastable, l. c. p. 513. Beaulieu, l. c. p. 686.
 9) Eheberg, a. a. O. S. 480. Tyszka, a. a. O. S. 262.
 10) Conrad, a. a. O. S. 182.

のは、砂糖についてもいひ得るやうにも思はるゝが、併し前註六、コンラードのいふ所もあるから、斯くまでにいふのは不當かも知れない。又英國でホルランドが、砂糖關稅廢止案を提出した理由書にも、砂糖が原料及食料品であり、國民の健康が砂糖消費の増加に比例して増加するものだといふことを擧げて居た¹¹⁾。併し我國で内務省が大正十年十一月代表的の細民窟たる東京四谷區旭町、淺草區淺草町、深川區本村町、同猿江裏町の四百九十七世帯二千五百五十九人について家計調査した所では、砂糖消費額平均一箇月、一世帯貳拾壹錢一人當り四錢八厘、食料品全體の千分九に當る所から見ると、此價格が左まで貧民の生活を壓迫するといふほどの事はない。

(註九) テアハルレは、往々にして派生的所得の收得者たる勞働者は、早晚、賃金及給料の引上要求の方便によつて、更轉し得るの地位にありと爲し、マイルは、勞働者の消費の大き、特に營養に於て、次に住居にても、否な不要なる物例之、酒煙草にても、大に最低賃金に影響する。疑もなく、此範圍では此が此迄學術的に決定されたよりも一層強き度にて行はるゝ。勞働者の生活維持の多費よりして彼の勞働産物の買手の上への轉嫁が行はるゝといふ¹⁴⁾。

(B) 其課稅物件の消費が或度まで貧富の度合に應じ、富者が貧者よりも之につき一層多くの分量を且つ一層優良なるものを消費する傾あることに於ても(註一〇)此稅の存立が認めらるゝ。尤も砂糖について、劣等の黒砂糖が多少、上等の菓子や上等の料理の調味料とせらるゝことはあるが、大體にては貧乏人が劣等のものを、富者が優等のものを消費し、且つ分量に於ても富者は貧者よりも遙かに多くを消費するのが實例である(註一一)。此れ亦た能力に應じたる課稅の上に好都合である。消費の物によりては貧乏人の方が富者よりも一層多くを消費すといふがある。鹽や米やの如きは確かに然りである(註一二)。貧乏人の食物の種類は單純で、隨ふて副食物少く、自ら米を多

11) Kleinwächter, a. a. O. S. 216.

12) Lissner, a. a. O. S. 32.

13) Herbst, Billiger Zucker und Hebung des Verbrauchs durch Herabsetzung und Differenzierung der Zuckersteuer. S. 20.

14) Terhalle, a. a. O. S. 53. Mayr, a. a. O. S. 14-5.

く消費するであらうし、調味も單調で自ら塩味が多いことを免れぬ。此二のものに於ける消費税は、富者よりも貧者に於て相對的は勿論のこと、絶對的にも多く擔はるゝ傾を有ち、不公平なるものとならざるを得ぬが、砂糖税は之と趣を異にし、假令、此にても富の度に應じて之と並行して富者を重く課するとはいへないにせよ(註一三)、大體、富者が貧者よりも多くを擔ふことゝなるだけは争はれない。其れだけにて此税が米塩税に勝る。又之につき酒煙草税にも勝るといふことすらある。酒煙草だと人によりては富者でも全く消費せぬといふことがあり、そして貧者でも之を非常に嗜むといふことがあつて、甚しき不公平課税となり得る(註一四)。然るに砂糖だと富者も貧者も齊しく消費し、富者にして全く之を消費せぬなどといふことはなく、貧者は自ら富者よりも大體に於て消費量が少く、劣等な物を消費するといふのであつて、恐らく貧富に應ずる上からいへば砂糖税は酒煙草税にも勝るものである。

(註一〇) (1) 世に於て貧者よりも富者の砂糖消費の多きことについては、例之、コンラードは、砂糖は富者に於て貧者に於けるよりも相對的に一層大な世にて消費せらるゝと爲し、エーベルヒも、砂糖の消費は多少租稅力ある所得を示めず。一家族が一層多く富むに従つて、平均的に一層多くの消費を爲す方法にて然りと爲し、ナスカも、砂糖は特に富者階級に於て廣く用ゐらるゝ營業方便だけに於て良き租稅物體だと爲し、ポーリユーも、凡べての消費税中にて砂糖税は概して擔稅者の財産と最多く釣合を保つたものである。少くとも人が熱き飲物を用ゐざる佛國のやうな國ではさうだといふ⁽¹⁰⁾。

(2) 實に於て富者が大體より良きものを用ゐることは事實であつて、之に應じて我國の砂糖税の如きも稅率を等差づけて居る

が、此はやがて應能課税に適うて居る。そして之につきエーベルヒは、税率を物の品質により分級し、隨ふて一層價值ある物を同種の一層價值少きものよりも一層、高く課税することが達すれば達するほど公平を増すと云ふて居り、クラインウエヒターも、税が物の量により、又出来れば物の品質によりて測定せらるゝ。斯くて富者は通例、貧者よりも一層多く且つ一層良き種類のを消費し、隨ふて一層多くの税を拂ふことと、公正原則が行はるゝこととなるといふて居る。¹⁶⁾

(註一) 内務省の十年十一月の細民黨についての調では、三十圓未満の所得者、四十圓未満の者、五十圓未満の者、六十圓未満の者、七十圓未満、八十圓未満、九十圓未満、百圓未満、百二十圓未満、百五十圓未満、百五十圓以上といふ如くに細い階級をつけて調べたのだが、此にては砂糖消費の一世帯平均食料費に對する割合が必ずしも收入の額に隨伴せずといふ結論に達したのであるが、併し所得階級を大く刻んで大觀すれば、富者の方が良き物を且つ多量に消費すといへるであらう。

(註二) 此點は私の古い論文にて詳しく説く所だが、尙ほエーベルヒは、麵包及塩の如き必要品の税は入頭税として働き、下層社會をして富者よりも絶對的のみならず相對的にもより高く負擔せしむと爲し、クラインウエヒターは、富者は單純な日雇労働者よりもより多くの鹽を消費しないといふて居る。¹⁷⁾

(註三) 前出註一參照。尙ほクラインウエヒターは、此の如き税(砂糖税を含む)によりて下層社會が富者よりも一層重く負擔せしめらると爲し、シルラスは、勞働者の家計豫算にて、砂糖などの如き間接税を課せらるゝ物への消費は、富者の家計豫算に於けるよりも相對的に一層大いといふて居る。¹⁸⁾

(註四) シルラスは巧みに之を説明して居る。曰く、酒飲は必ずしも良き納税者ではない。何となれば彼の働きが不良であり、彼の家庭が貧乏で彼の家族が必要品を貰ふ金を有たないといふことがあるからと。¹⁹⁾

(C) 其課税物件たる砂糖が消費者の所得の増減に應じて、消費量を増減し調節し得しむるものだといふことに於ても、此税の存立が承認せらるゝ(註一五)。此事は鹽や米では六つかしい。酒など

16) Ehelberg, a. a. O. S. 421. Kleinwächter, a. a. O. S. 220-1.

17) 拙著、穀物關稅論 167. 以下。租稅研究、第一卷、496. 以下。Ehelberg, a. a. O. S. 421. Kleinwächter, a. a. O. S. 213.

18) Kleinwächter, a. a. O. S. 214. Shirras, l. c. p. 347.

19) Shirras, l. c. p. 377.

でも一旦之が使用の慣習を作ると、此事が行はれ悪い。随ふて所得の多かつたときに相當であつた其税の負擔も、所得の減じたときに過大なる負擔となり終らなくてはならぬ。然るに砂糖なれば所得が減すれば消費物の質を落し量を減じて之に順應することが比較的容易であり、此點にても砂糖税が一層多く能力に應ずるものとなり得る。完全に然りといふのではないが、或度まで然りといふて可い。

(註一五) 斯くてエーベルヒは、立法の努力は通例、納税義務者(又はむしろ租税指定者)に其消費を共所得及税の高さに應じて屈伸するを得しめ、随ふて其租税力の割合にて或は負擔を免れ又は負擔するを得しむるが如き物體を避まうとするにありといひ、マイルも、所得成形の動搖に最大の適應性をもつが如き物品の大量消費の存する處に、此課税の最大の發達能力ありといふ。⁽²⁰⁾

(二) 課税技術上

(A) 課税物件の生産者が少數且つ大規模たるを通例とすることが、此税を生産者に就いて又は生産者より出で行く處で課することを便ならしめる。即ち課税の便宜に適う(註一六)。尤も我邦でも大島其他などには小さな生産者もあるが其も全國に亘つて小いのがあるのでなく、或有數の地方に集中し偏在して居るのだから取締は割合に面倒でない。又可なり大な生産者もあつて、其等は徵税が最樂である。酒の生産者の如く廣く分散し、織物の其の如く廣く分散し而かも數のあまり

に多きものに比較しては、むしろ取り易いものといふて良い。勿論此點に於て麥酒は最も好都合であり、砂糖は到底之に及ぶことは出来ぬが、併し其他のものに比しては、そんなに不利なものではない。

(註一六) ケツペは、砂糖を以て少數の場合に大經營的に生産せらるゝものとして適當な課税物件だとし、チヌカも、砂糖生産が通例大なもので行はれ、随つて其課税が、詐欺を行はれしめずして、容易に實行さるゝだけでも、砂糖が良き課税物件だといひ、エーベルヒは、其徵收が一般に、容易且つ確實に行はるゝといふ技術上の長所を有つ。其は砂糖工場が唯大なる設備に依りてのみ行はれ、又工場數が割合に少いからといふ。²¹⁾

(B) 物件其ものゝ状態も大量なもので隠匿容易ならず且つ品質差等の鑑別も大體色相其他の方法にて六つからしからずといふこともが此税をして辯護せしめる(註一七)。例之、寶石などいふ少量貴重なものには隠匿の容易な爲めに課税物件として不適當といふことになるが、砂糖税には勿論そんなことはなく、それから品質の鑑別、差等附からいふも、例之、織物などになると非常に複雑で始末におへない。酒などでも品等の區別は決して簡易ではない。然るに砂糖は大體、其色相形體から差等づけが出来る。此にても或場合には納税に際し色づけをして又後になつて色消しをするといふことなどが行はれて不都合といふことはあるが、其は分類方法の注意によりても避けることが出来る。で階段の作り方は改めなければならぬが、そして其結果も精密にいふては不公

平だといふこともあるが、元來が消費税は他のでもそうであるが、精密細微なる公平は望めぬものであつて、此の如きは恕するに足る。此に於て粗雑ながらも或度の品質等差附の課税の出来るのが、むしろ此税の長所とすべきであり、其の粗雑な差等別なれば此に於ても確かに出来るのである。

(註一七) チヌカは、和税は砂糖の品質によりて分級される²²⁾ことが出来、随ふて各人の經濟的給付能力への適應が可能なだけに於て、砂糖が良き課税物件だといふて居る²³⁾。

(三) 財政收入上

(A) 收入額の豊富なること——を此税の特色とする。其は實に此物件が一般的大量的消費品であるのと、徵税が比較的容易な²⁴⁾ことによるのである。換言すれば物件の多量にあること、徵税費の多からざること²⁵⁾に因るのだ。實に此税は公平課税には多少不完全不満足なることを免れぬこと上にも注意する所だが(註一八)、此財政收入上多收だといふことがあればこそ、今日の多くの國の財政の要求に應ずる上から、公平課税上の不満足をも忍ばざるを得ざらしむるのだ。實際に此税の選まるゝ主たる理由は實に此多收にあるのである(註一九)。

(註一八) 前出註一三參照。

(註一九) クラインウエヒターは、不要な奢侈品の消費税は收入の少きことを患とする。此理由あるによりて消費税は好んで大量消費税(麥酒、火酒、燐寸、砂糖等)に課せらるるといふ²⁶⁾。

22) Tyszka, a. a. O. S. 270.

23) Kleinwächter, a. a. O. S. 213-4.

(B) 収入の自然増加の望みあること——も之と相待つて此税の長所たらしめる。元來砂糖消費は文化の尺度ともいはれるほどで、文化の進むに従ひて此が消費量が増加し、人口増加、富の増加は益々之を助け、其消費が量に於て益々増加するのみでなく、一層優等な品物が益々廣きに亘る人々に使用さるゝ傾をもつ。斯くて此税の収入が益々増加することに於て(註二〇)、近代國家の財政需要に適應する。特に砂糖の人身に對する關係が一般人に明にせらるゝに伴ふては一層此を助けるであらう(註二一)。之を夫の酒の如く文化の進歩と共に其消費の禁止又は少くとも制限の叫ばるゝものと比するに於て、其財政上の重さは遙かに大いものといはなければならぬ。現在の處ではまだ酒に及ばぬけれども、將來にては之に勝るものともならう。尤も時勢の變は今度又、砂糖の人身に對する重要性を高調して、此の如きものに課税してはならぬといふの論が強くなるかも知れない。併し其れは、餘程後のことであつて、お互はまだ其處まで心配するには及ばぬやうだ。

(註二〇) ホーリネーは、此税の長所として収入の益々増加することを挙げ、コンラードは、砂糖消費の人口一人當りの増加が年々現はるゝの故に、此が疑もなく、良き課税物件と見るべきものだといふ²⁴⁾

(註二一) 前出註六參照。

(四) 生産政策上

論 叢 消費税に於ける砂糖税の地位

第二十三卷 (第三號 一三) 二六三

24) Herbst, a. a. O. S. 12,

25) Beaulieu, l. c. p. 687. Conrad, a. a. O. S. 181.

(A) 内國税にて——此税ある爲めに國の當該生産及他の生産、並に販賣、更らには輸出を妨害するといふことは免れぬが(註二二)、此等の生産政策上の缺點を軽くし又は除くことの必要とせらるゝだけでは、特別宥恕の制度を設けることによりて能く之を達し得る。其れで夫の弊害も左まで大ざならすして濟む。例之、特殊不利な生産事情にある地方の産物に限り免税するといふことも出来る(註二三)。或は輸出を妨げざる爲めに課税品の輸出に戻税を行ふことも出来、或は輸出を目的とするものに初めより課税せずすることも出来る(註二四)。或は課税されたるものを原料とする他の生産に戻税を行ふことも出来、課税品の原料たるものに初めより課税せずとし、課税されたる原料にて作られたる物に其上課税せずすることも出来る(註二五)。併し他の生産といふても内地消費向菓子製造に對する戻税は出来ない。砂糖の課税はやがて一部は菓子を課税しやうとするのだからである(註二六)。つまり菓子の課税は原料たる砂糖の課税によりて行はるのである。其爲めに菓子の消費者は其負擔の後れるだけ、税のみならず其上に納税金額に對する利子までも多く擔ふといふことになつて居る(註二七)。併し其が大した特別負擔でないから忍び得るものではある。けれども事の真相は正さに此の如くで、多少不合理なるものはある。

(註二二) 此點一般に多くの消費税の弱點で、例之、クラインウエヒターは、間接消費税は租税義務ある物體の生産及販路を厄介とすと爲し、エーベルヒは、消費税は、租税義務ある物の生産を督む所の多くの營業分料を、其賦課及必要なる監督規

定によりて厄介とし、不安ならしめ、自由なる發達を妨ぐるだけでも、國民經濟にとりて危險となり得るといふ。²⁶⁾

(註三三) 例之、大島などに産する黒糖、白下糖等に特別の宥恕の念も立たぬことはない。

(註三四) 輸出に際し、前に課税したる分の拂戻を爲すべきことは、クラインウエヒター、エーメルヒ等指摘す²⁷⁾ 我國にても、政府の承認を受け外國輸出の目的にて引取らるゝ砂糖糖蜜糖水には初めより課税せず、輸出菓子糖果に之に含有する甘蔗糖百斤當り五圓の下付を爲す。

(註三五) クラインウエヒターは、他の工業用等の使用を可能ならしむる爲めに宥恕を行ふ所と爲し、獨逸にても、生活及掌樂材料外の生産品の製造用の砂糖には免稅する。我國では、煉乳原料砂糖につき砂糖稅相當額を下付し、政府の承認を受け砂糖糖水酒精製造の原料として引取らるゝ砂糖糖蜜に初めより課税せず、政府の承認を受け消費稅を課せられたる砂糖にて製造する糖水には其上課税せずとする。

(註三六) マイルは、菓子製造業の使用する納稅濟砂糖に於て、砂糖稅が消費的消費への更轉を期すといひ、プアウも、生産的消費には免稅するが、不生産的消費には重課されなくてはならぬといふ。²⁹⁾

(註三七) パステープルは、原料品の稅は、稅が永き時の間、生産者によりて前貸さるゝこととなつて、消費者にとり費用の修局的増加は、其前拂金の利子だけ大となるの弊ありといひ、シルラスも、同意味のことをいふ。³⁰⁾

(B) 關稅にて——當該砂糖生産を保護する必要ありとする場合には、別に外國より輸入さるべき物に關稅を課することによりて之を行ふことが出來、内國消費稅の内國生産にとりての不利を緩和するを得る。又必要とあれば、全體の砂糖負擔として相當なるもの、中に就きて、内國消費稅を軽くし關稅を重くして、此目的を達するを得る所でもある。

(五) 教育及衛生上——酒煙草の如きにては其物體自身、教育上社會上衛生上有害のものだから、之

26) Kleinwächter, a. a. O. S. 214. Eheberg, a. a. O. S. 523.
27) Kleinwächter, a. a. O. S. 214. Eheberg, a. a. O. S. 481.
28) Kleinwächter, a. a. O. S. 215. Mirbt, Grundriss des deutschen und preussischen Steuerrechts. S. 288.
29) Mayr, a. a. O. S. 46. Pfau, a. a. O. S. 65.

に課税することが此弊を抑ゆる所以也ともいへるが、同時に其有害なる物から政府が頭を刎るこ
 とが政府として不都合だとも非難せらるゝのに、砂糖は物自體此等の弊もないのだから、惡弊抑
 制の效用もない代りに、惡弊妄用といふ誹も受けないで済む。尤も砂糖が健康上有益なものだ
 いふ見解からいふと(註二八)、此が課税は衛生上不都合だともいはれ得る。

(註二八) 前出註六參照。

以上によりて砂糖税は其存立を肯定し得る。多少の缺點はあつても忍び得るもので、今日の多
 くの文明國の實狀に於ては其存在を認めて可である(註二九)。

(註二九) エーベルとは、砂糖が課税すべき消費物たること殆んど疑ふべからずといふて居る³⁰¹⁾。

第二段 砂糖税の高さ

(一) 理論——砂糖税の存立は肯定するとして偕て其高さを何の程度に定めるか。此には色々の觀察
 點があるべきだ。之に就き、

(A) 税質又は課税物件の性質——を考へるのが第一である。之よりしては其必要不要の度を考へ
³²⁾て、砂糖税を以て必要品税と不要品税との中間とするのが適當である。處が我國では既に多數の
 必要品税を廢止した所であり、殘るは織物税位に過ぎぬのであるから、先づ不要品税の模型たる

30) Bastable, l. c. p. 511. Shirras, l. c. p. 346.

31) Eheberg, a. a. O. S. 480.

32) 拙著、租税研究、二卷、156-7。

酒税と必要品税の遺物たる織物税との中間程度が適當だとして大過ない。

(B) 財政收入政策上の見地——次ぎには財政收入政策上の見地も考へなければならぬ。其れは一方には當時の國家財政の必要が之よりして多大の收入を必要として居るか、其必要左まで切でないのかといふ事情をも考へなければならぬし、他方には假りに其必要大且つ切であつたとしても、あまりに高い税率を課する爲めに、租税の限度を超へて收入が却つて減退するほどとなつては不得策だといふことも考へなければならぬ。税を安くして却つて收入が増大するといふことの見込ある場合ならば、むしろ却つて税率を下げた方が收入政策上からは得策である(註三〇)。此問題には這邊についての判斷が入るのである。其には事情に通じた人の意見に従はなければならぬ。

(註三〇) ジェンセンは、内國消費税には超ゆべからざる税率の限度がある。非常に高い率は消費制限に導き、課税品の不法なる製造及販賣にも導くといふて居るが、奥國鐵相が一九〇六年に爲した報告に依ると、關税の輕減及砂糖税の引下によりて、内國の砂糖消費が著しく増加し、此減税率が税收入の不足を生じなかつたのみでなく、反對に、消費増加によりて補償せられて大なる餘剰さへも生じたといふのである。

(C) 生産政策上の見地

(い) 一般經濟生活を壓迫して不利の結果を受けしめざる爲めには、他國との比較上、過大でない

33) 拙著、租税研究、三卷、182。經濟論集、第三册、141-2。
34) Jensen, l. c. p. 312. Herbst, a. a. O. S. 6.

い程度³⁵⁾の税を課するといふこともが税率決定上の注意でなければならぬ。即ち此見地からしては重なる他國の類似税の高さを調べて見なくてはならない。

(ろ) 次ぎには當該生産業、即ち此場合には砂糖の生産業、其れは粗糖業及精糖業に亘りて其の保護を必要とする度合を調べて、或は或ものには無税さへも與へなくてはならぬかも知れぬし、或は砂糖に課せらるべき全負擔中、内國税を低くし、關税を高くするのが選むべきものかも知れない。或は齊しく内國税としても粗糖と精糖との税率の差等といふことについても、各業の内狀に適應することを期しなくてはならぬ。

(二) 實際——として我國の砂糖税の高さを如何に定めるかは六つかしい。前記(一)の(B)と(C)の(ろ)とは指摘すること甚だ困難であるが、少くとも(一)の(A)と(C)の(い)とに關する限りに於ては、之を指摘することが難いことではない。其處で私は茲に之を試みる。即ち

(A) 税質上から——酒税と織物税との中間程度を目安として見るときは、日本の現行砂糖消費税はむしろ高きに失する。今少しく引下ぐるのが至當といはなければならぬ。私の計算では酒造税は價の四割〇二一であるのに、砂糖消費税は三割六五七である。織物の一割(實は其以下であるが、暫らく形式上の税率に依るとしても)と酒の四割との中間といへば二割五分度のものでなくてはならぬやうだ(註三一)。

35) 詳著、租税研究、三卷、180-1。

(註三二) 酒の價としては、本年六月中、東京に於ける灘酒の卸値を見た。其れによると飛切一、二〇〇。極上九五〇。上上八二五。上六七五。中六〇〇。次五二五。平均七九五、八〇である。此は四斗詰め二十樽の値だから換算すると、一石は九拾九圓四拾七錢五厘となる。此に對し四十圓の税金は四割〇二に當るのである。之を更らに實際の小賣市價から見たら、税が一層軽いものになるであらう。

砂糖の價は十五年四月東京商業會議所調、東京卸賣値、精糖百斤貳拾四圓六拾壹錢を土臺とし、第五種糖九圓の税を以て計算すると三割六五七となる。

(B) 他國との比較上から——いふと、外國には我國より重きもあれば輕きもあつて一概にはいへぬが、内國税關税の合計額から計算すると、我國の百斤拾參圓六拾五錢の税は、平均率の拾六圓五拾壹錢よりは低く、内國消費税のみから計算して、我國の九圓の税は平均率の六圓參拾參錢よりは高く、關税のみからいへば我國の四圓六拾五錢は、平均率の拾圓拾八錢よりは遙かに低きことを見出す(註三三)、だから、全體として我國のが高いとはいへぬが、併し内國税と關税との關係では、内國税を多少低下し、關税を多少引上げるのが釣合を得た課税だといはなくてはならぬ。

(註三三) 私の計算に依ると重なる國の砂糖税は左の如くである。³⁶⁾ 其は凡べて百斤當り圓に換算したものだ。

	内國税	關税	合計
日 本	九、〇〇	四、六五	一三、六五
英 國	四、三五	六、八九	一一、二四
佛 國	一、〇〇	一六、八〇	二八、八〇

論 叢 消費税に於ける砂糖税の地位

第二十三卷 (第三號) 一九 三六九

36) Kelly's Customs tariffs of the world. 1925. Finanz Archiv. 1925. S. 452. Haas et Montoux, Les impôts en France. p. 199. Mirbt, a. a. O. S. 288.

獨逸	六、三〇	一一、〇〇	一八、三〇
米國	〇	一〇、五八	一〇、五八
平均	六、三三	一〇、一八	一六、五一

結 論

以上要之、砂糖税は完全な税ではなく、多少の弱點をもつ税ではあるが、大體に於て公平課税上にも社會政策上にも、財政收入上、課税技術上、更らには生産政策上にも教育衛生政策上にも辯護され得るものであり、存立を認めて可である。そして其高さにつきては税質上、收入政策上、生産政策上等に色々考慮すべきものがあつて、之が決定が實際甚だ困難ではあるが、少くとも税質からいへば現行の我國税は稍高きに失して居り、他國との比較からいへば内國税はむしろ高きに過ぎ、關税は或は低きに過ぎて居るかと思ふ。之れだけで問題を確立的に決するは早計だが、大體の目安は之によりて窺知せらるゝことが出來やう。